

速度取締り指針

境港警察署の速度違反取締り重点

交通事故の発生状況により管内全域で取締りを実施しますが、速度取締りの重点路線は下記のとおりです。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
主要地方道 米子境港線	7時～19時	上道町～佐斐神町	50km/h
国道431号		上道町～佐斐神町	法定速度

令和7年境港警察署管内における交通事故実態



令和7年11月末の人身事故の特徴

- 人身事故は24件発生し、死亡事故の発生はなかった。
- 自転車運転中の負傷者が10人であり、約42%を占める。
- 主要地方道、県道での発生が、約41%を占める。
- 発生現場は、交差点内での発生が、約63%を占める。

他の交通指導取締り等

- 主要地方道米子境港線・国道431号においては、速度取締りのほか交差点関連違反取締りや携帯電話使用等、シートベルト取締り等も実施します。
- 赤色灯を点灯させたパトカーによる警戒活動も併せて実施します。